

あさひ園(幼稚部)の利用者負担額

1. 幼稚園授業料

幼稚園の授業料は、幼児教育・保育の無償化により令和元年10月から無償化されました。

2. 給食費

幼稚園の給食費は、主食費・副食費を合わせて、毎月1日に保護者の方より指定された口座より口座振替にて納付いただきます。

ただし、8月は夏季休業中のため頂戴しておりません。

年齢児	年収 360 万円以上相当世帯			年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子		
	月額			月額		
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計
3 歳児	800 円	3,200 円	4,000 円	800 円	免除	800 円
4 歳児	800 円	3,300 円	4,100 円	800 円	免除	800 円
5 歳児	800 円	3,600 円	4,400 円	800 円	免除	800 円

* 副食費の免除について

副食費(おかず、おやつ等)について、次に該当する場合、免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・所得階層に関わらず第3子以降のお子さま

* 給食費の減免について

1ヶ月以上欠席される場合、あらかじめ担任と事務所へ連絡のうえ、減免申請書を事務所へ提出ください。1ヶ月単位で給食費を減免します。

* 利用者負担額の軽減について

幼稚園(1号認定)の場合、小学校3年生以下で最も年齢が高い児童を第1子と数え、園児を第2子、第3子として数えます。

* 利用者負担額の見直し

保育料又は給食費は、毎年9月に利用者負担額の見直しを行います。利用者負担額は、保護者世帯の市町村民税所得割を基に算出させていただいております。

4月から8月までの利用者負担額は、令和6年度市町村民税。9月から翌年3月までの利用者負担額は、令和7年度市町村民税を基に算出します。

あさひ園(保育部)の利用者負担額

1. 保育料

保育料は、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児のお子さまは、令和元年10月から無償化されました。

ただし、3歳児未満と3歳児以上でも延長保育(1日当たり11時間を超えて利用する場合)を利用する場合は、保育料を納付いただきます。

2. 保育料負担額表

(1)3歳児未満

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)単位:円			
階層	定 義	利用時間(1日当たり)			
		保育短時間 (8:30~16:30) 1日8時間利用	保育標準時間 (7:30~17:30) 1日10時間利用	保育標準時間 (7:30~18:30) 1日11時間利用	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	
2	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税非課税世帯	0	0	0	
3	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次に該当する世帯	48,600円未満	10,500	10,500	11,500
4		48,600円以上 97,000円未満	20,000	20,000	22,000
5		97,000円以上 169,000円未満	34,000	34,000	37,400
6		169,000円以上 301,000円未満	43,000	43,000	47,300
7		301,000円以上 397,000円未満	49,000	49,000	53,900
8		397,000円以上	49,000	49,000	53,900

(2) 3歳児未満の要保護者等世帯

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)単位:円		
階層	定 義	利用時間(1日当たり)		
		保育短時間 (8:30~16:30) 1日8時間利用	保育標準時間 (7:30~17:30) 1日10時間利用	保育標準時間 (7:30~18:30) 1日11時間利用
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0
2	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税非課税世帯	0	0	0
3	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税課税世帯であって、	4,500	4,500	5,250
4	その所得割額が次に該当する世帯			
	48,600円未満			
	48,600円以上 97,000円未満	9,000	9,000	9,000

* 利用者負担額の軽減について

保育園(2号・3号認定)の場合、就学前園児のうち最年長者を第1子と数え、園児を第2子、第3子として数えます。3歳児未満(3号認定)の保育園児の保育料は、第2子の場合には利用者負担額表の該当金額の半額、第3子以降は無料となります。

* 利用者負担額の見直し

保育料又は給食費は、毎年9月に利用者負担額の見直しを行います。利用者負担額は、保護者世帯の市町村民税所得割を基に算出させていただいております。

4月から8月までの利用者負担額は、令和6年度市町村民税。9月から翌年3月までの利用者負担額は、令和7年度市町村民税を基に算出します。

3. 延長保育料負担額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		延長保育料(月額)			
階層区分	定義	①午前7時30分から午前8時30分までの間、又は午後4時30分から午後6時30分までの間利用した場合	②午後6時30分から午後7時までの間利用した場合	③左記の①②の双方を利用した場合	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円	0円	
2	前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)が非課税の世帯	0円	0円	0円	
3	前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)が課税世帯であって、その所得割額が右記に該当する世帯	48,600円未満	1,000円	400円	1,400円
4		48,600円以上 97,000円未満	2,000円	800円	2,800円
5		97,000円以上 169,000円未満	3,400円	1,100円	4,500円
6		169,000円以上 301,000円未満	4,300円	1,300円	5,600円
7		301,000円以上 397,000円未満	4,900円	1,400円	6,300円
8		397,000円以上	4,900円	1,400円	6,300円

備考

- 1 延長保育料の納付対象者は、0歳児から5歳児までの全ての園児の保護者を対象とする。
- 2 保育短時間認定(午前8時30分から午後4時30分までの保育利用認定)
 - (1) 午前7時30分から午前8時30分までの間、又は午後4時30分から午後6時30分までの間、保育を利用した場合は、①の区分の延長保育料を納付すること。
 - (2) 上記(1)に引き続いて、午後6時30分から午後7時までの間、保育を利用した場合は、①、②の区分を加えた③の区分の延長保育料を納付すること。
- 3 保育標準時間認定(午前7時30分から午後5時30分までの保育利用認定)
 - (1) 午後5時30分から午後6時30分までの間、保育を利用した場合は、①の区分の延長保育料を納付すること。
 - (2) 上記(1)に引き続いて、午後6時30分から午後7時までの間、保育を利用した場合は、①、②の区分を加えた③の区分の延長保育料を納付すること。
- 4 保育標準時間認定(午前7時30分から午後6時30分までの保育利用認定)

(1)午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、②の区分の延長保育料を納付すること。

5. 給食費

保育園の給食費は、主食費・副食費を合わせて、毎月15日(4月のみ25日)を期限として口座振替にて納付いただきます。

年齢児	年収 360 万円以上相当世帯			年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子		
	月額			月額		
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計
3 歳児	800 円	4,800 円	5,600 円	800 円	免除	800 円
4 歳児	800 円	4,900 円	5,700 円	800 円	免除	800 円
5 歳児	800 円	5,200 円	6,000 円	800 円	免除	800 円

* 副食費の免除について

副食費(おかず、おやつ等)について、次に該当する場合、免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・所得階層に関わらず第3子以降のお子さま

* 給食費の減免について

1ヶ月以上欠席される場合、あらかじめ担任と事務所へ連絡のうえ、減免申請書を事務所へ提出ください。1ヶ月単位で給食費を減免します。

6. 土曜日保育の給食費

土曜日保育を利用する場合の1日当たり給食費は次のとおりです。利用を希望される方は、毎週木曜日の登園時まで、申請書と給食費を添えて、事務所まで提出ください。

給食費内訳	年収 360 万円以上相当世帯	年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子
主食費	40 円	40 円
副食費(おかず、おやつ等)	180 円	免除
計	220 円	40 円

(目的)

第1条 この要綱は、児童の保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長が必要な児童に対し、通常の保育時間を超えて延長保育を行い乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育所)

第2条 この要綱に定める時間延長型保育サービス事業(以下「延長保育」という。)は、朝日町保育園において実施する。

(休業日)

第3条 延長保育を実施しない休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 実施保育所が別に定める日

(対象児童)

第4条 延長保育の対象となる児童は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育実施児童のうち居宅外労働等の事由により、第2条に規定する実施保育所に入所承諾された児童
- (2) 町長が特に必要と認めた児童

(保育時間)

第5条 実施保育所における延長保育時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 午前7時30分から午前8時30分まで
- (2) 午後4時30分から午後7時まで

(申込)

第6条 延長保育を受けようとする児童の保護者は、あらかじめ時間延長型保育利用申込書(様式第1号)により、町長に申込みをしなければならない。

2 前項の規定に関わらず、延長保育時間を利用した場合は、児童の保護者から延長保育の利用申込があったものとみなす。

(決定)

第7条 町長は、時間延長型保育利用申込書を受理したときは延長保育の可否を決定し、保育認定時間を延長して申し込みがあった場合、時間延長型保育利用承諾書(様式第2号)・時間延長型保育不承諾書(様式第3号)を交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する承諾後であってもその児童の健康状態その他の事情により、延長保育が不適切と認めた場合は中止することができるものとする。

(延長保育料の負担)

第8条 朝日町保育の必要性の認定に関する条例(平成26年朝日町条例第16号)第4条に規定する保育時間を延長して利用した場合の利用料(以下「延長保育料」という。)については、別表1のとおりとする。

2 町長は、延長保育を利用した児童の保護者に対し、延長保育を利用した当該月の翌月に、納入通知書等を交付し、延長保育料を徴収するものとする。

3 前項の規定により納入通知書等の交付を受けた児童の保護者は、毎月15日までに、当該納入通知書等に現金を添えて、町が指定する金融機関に納付しなければならない。

(中止の届出書)

第9条 延長保育の利用が必要でなくなったときは、保護者は、時間延長型保育中止届出書(様式第4号)により届け出るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。